

浦安市宿泊税制度(案)について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年6月26日(金)～7月24日(金)

浦安市財務部 市民税課

意見募集概要

1. 件名

浦安市宿泊税制度（案）について

2. 概要

本市では、将来にわたる安定した財政基盤の確保に向け、市税徴収率の向上や国・県支出金の確保、基金・地方債の適正活用などにより、歳入の確保と財源の有効活用に取り組んでいます。

一方、市内テーマパーク等には年間約 4,100 万人が来訪し、宿泊者も年間約 800 万人と来訪者に伴う行政需要への対応が課題となっています。

このため、学識経験者や宿泊・観光関係者で構成する「浦安市宿泊税導入検討委員会」を設置し、新たな財源として「宿泊税」について多角的な観点から検討を重ね、浦安市宿泊税制度（案）を作成いたしました。

今回、この件についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続きです。

3. 資料

浦安市宿泊税制度（案）について

4. 担当課

浦安市財務部市民税課

5. 募集期間

令和 8 年 6 月 26 日（金）～ 7 月 24 日（金）

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所 10 階）、市民税課（市役所 2 階）、各駅前行政サービスセンター、市公式 Y o u T u b e、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

7 月 24 日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

① 直接提出 書面にまとめたものを市民税課へ

② 郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市役所市民税課へ

③ F A X ・ E メール

タイトルを「浦安市宿泊税制度（案）」とし

FAX 047-354-8491、メール siminzei@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。